

記載例 3 (転勤先・再就職先で引き続き徴収する場合)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

[1] 異動があった場合は、速やかに提出してください。

		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度													
※市区町村処理欄																			
特別徴収義務者 指 定 番 号		8 1 2 3 4 5 6		※市区町村ごと に異なります															
宛 名 番 号		4 6																	
担 当 者 先		係		給与係															
氏 名		千 葉 花 子																	
電 話		0 3 - 3 1 2 3 - 4 5 6 7																	
住所(居所) 又は所在地		〒 103 - 0027		東京都 中央区 日本橋123															
フリガナ		カブシキガイシャ マルマルバツバツ																	
氏名又は名称		株式会社 ○○××																	
代表者の 職氏名		代表取締役社長 東京 一郎																	
個人番号 又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3					
給与所得者		フリガナ		キミン タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
氏 名		君 津 太 郎		〔旧姓〕		円		6 月から 11 月から		円		4.10.30		1. 退職 ② 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		① 特別徴収継続(転勤)		円	
生 年 月 日		平 成 5 年 1 月 1 日				円		10 月まで 5 月まで		円				2. 一括徴収 (1月以降は必須)		1,234,000			
個 人 番 号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	0	〔 月 日 納期分 〕		控 除 社 会 保 険 料 額		円	
1月1日 現在の住所		君 津 市 久 保 2 - 1 3 - 1				60,000		25,000		35,000		年 月 日迄		3. 普通徴収 (本人が納付書で納付)		56,000			
給与の支払を受け なくなった後の住所		同 上										休業期間(予定)							

[2] 給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		※市区町村記入欄	
1. 異動が	年12月31日	徴収予定	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	1 (普B) 他の事業所で特別徴収されている (例:乙欄適用者)
までで、申出があったため	(月 日申出)	・	円	円	
2. 異動が	年1月1日以後で、 特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	
異 動 者 印		・	円	円	2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (年間の給与支給額が93万円以下)
					3 (普D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
					4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

[3] 転勤(転職)等による特別徴収届出書

月割額		5,000 円を		住所(居所) 又は所在地		〒 305 - 0821		転勤先の特別徴収義務者 指 定 番 号		※市区町村ごと に異なります	
11月分から徴収し、納入します。				茨城県 つば市春日 321		フリガナ		カブシキガイシャ マルマルサンカフ		8 3 1 3 2 5 1	
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。				株式会社 ○○△ つば支店		氏名又は名称		株式会社 ○○△ つば支店		係	
納入書 要 ・ 不要				支店長 つば 二郎		代表者の 職氏名		支店長 つば 二郎		氏名	
										電話	
										0298 - 55 - 0001	

【提出先】 〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号 君津市役所 財政部課税課 市民税係
コピー又は君津市ホームページからダウンロードして、ご使用いただけます。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

また、転勤元が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、転勤元では記載せず、転勤先では記載せず、転勤先へ送付願います。

ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、転勤元では記載せず、転勤先では記載せず、転勤先へ送付願います。

転勤、再就職等により転勤先で引き続き特別徴収を行う場合は、転勤先で本人から番号の提供を受け記載してください。

また、転勤元が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、転勤元では記載せず、転勤先では記載せず、転勤先へ送付願います。